



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 39, 2023年9月～10月)



※本資料において示されている見解は、執筆者の私見であり、有限責任監査法人トーマツの公式見解ではありません。

保険セクターの国際的な規制の動向（2023年9月～10月）

内容

A: FSB、金融安定の確保に向けた取組みの状況を G20 に報告（9月5日）	3
B: 豪 APRA、金融機関の報酬制度の実効性を検証（9月6日）	4
C: FSB、NBFI のレジリエンスの強化に関するプロGRESS・レポートを公表（9月6日）	4
D: ESAs、EU の金融システムにおけるリスクと脆弱性に関する報告書を公表（9月18日）	6
E: 英 FCA、保険会社に対して商品・サービスの品質の向上を要請（9月20日）	6
F: ESAs、ICT サードパーティ・サービス・プロバイダにかかる調査を実施（9月27日）	8
G: バミューダ BMA、保険会社の気候変動リスクの開示規制案を公表（9月27日）	9
H: 英 PRA、ソルベンシーII におけるマッチング調整の改正案を公表（9月29日）	11
I: 星 MAS、保険会社の再建および破綻処理に関する規制案を公表（9月29日）	12
J: ESAs、重要な ICT サービス・プロバイダの選定基準案を欧州委員会に提出（9月29日）	14

A: FSB、金融安定の確保に向けた取組みの状況を G20 に報告（9月5日）

- 金融安定理事会（FSB）は、9月にニューデリーで開催されたG20首脳サミットに先立ち、G20首脳に対してレターを発出した。FSBは、同レターにおいて、①金融システムにおける現存の脆弱性への対応、②構造的な変化に対する金融システムのレジリエンスの向上に向けた政策的な対応、の二つを柱として、グローバルの金融安定を促進するための作業を進めている、と述べている。同レターの主な内容は以下のとおり。

<p>脆弱性への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> • グローバルの金融システムは、全体として、引き続きレジリエントであるものの、監督当局が、金利の上昇に最も敏感なセクター（例えば、不動産）における資産の質を注意深くモニタリングし、また、それらのセクターに資金を提供している者がリスクを適切に管理していることを確保することが重要となる。 • 2023年3月に銀行セクターで生じた事案を受けて、FSBは、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）等と連携し、政策の枠組みを調整することも念頭に置き、預金の流動性や取付け騒ぎのスピード等の分析を行っている。FSBは、金融危機後に構築された破綻処理の枠組みは依然として目的適格的であると考えているものの、実務面で対応が必要な多くの課題を特定している。 • ノンバンク金融の重要性が増しており、ノンバンク金融仲介（NBF）におけるレバレッジの積み上がりが進んでいる。NBFのレバレッジは、様々な形態をとり得るほか、それを特定し、計測することが困難であるケースも少なくない。NBFのレジリエンスを高めるため、G20各国が合意された政策措置を実践することが重要となる。
<p>金融システムのレジリエンス</p>	<ul style="list-style-type: none"> • グローバルの金融システムは、デジタル化と気候変動という二つの長期的なトレンドに対応しながら進化を続けている。 • デジタル化の最たる例の一つが暗号資産（ステーブルコインを含む。）の登場である。FSBは、「同じ活動、同じリスク、同じ規制」の原則に基づき、他の基準設定主体や国際機関などと連携しながら、2023年7月に公表した暗号資産の規制にかかる提言の実践を進めている。 • また、デジタル化の進展は、オペレーショナル・レジリエンスにおける課題や、既存の金融機関のビジネス・モデルの崩壊のリスクを生じさせている。サイバー・インシデントのクロスボーダーでの伝播の可能性はその一例である。デジタル化がもたらす機会の一つであるクロスボーダー決済について、FSBは、それをより廉価に、より迅速に、より包括的に、また、より透明なものにするためのロードマップを策定している。 • 気候変動について、FSBは、「気候関連の財務リスクに関するロードマップ」において提示した4つのビルディング・ブロック（すなわち、データ、開示、脆弱性の分析、および、規制・監督のアプローチ）の実施に向けて、各基準設定主体や国際機関などと連携している。また、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が策定し、証券監督者国際機構（IOSCO）が採択した開示基準について、FSBは、その利用の促進に向けた取組みを行う。

インプリケーション：金融セクターにおける最近の動向としてFSBが言及しているもののうち、例えば、金利の上昇、オペレーショナル・レジリエンス、デジタル化の機会とリスク、サイバー、気候変動やサステナビリティなどは、保険セクターにも大きく関係するものである。これらの事項にかかる今後の規制の動向や取組みの進展は、引き続き注目に値する。

(参考) FSB 'FSB Chair's letter to G20 Leaders: September 2023'

B: 豪 APRA、金融機関の報酬制度の実効性を検証（9月6日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、2021年8月に最終化した「報酬に関する健全性監督基準（CPS 511）」の実施状況をレビューし、その結果を公表した。同レビューは、①重要な金融機関（Significant Financial Institutions：SFIs）を含む15の金融機関を対象とする深度ある評価（2021年9月に実施）、②その他のSFIsも含むサーベイ（2022年12月に実施）、の2段階に分けて行われ、合計で39の金融機関が同レビューの対象となった。
- 同レビューは、CPS 511の主要な要件である報酬の枠組み、ガバナンス、変額報酬の取決めの設計、および、変額報酬の減額（consequence management）を対象として行われた。同レビューにおける主な発見事項は以下のとおり。
 - APRAは、金融機関がCPS 511を受けて報酬の枠組みを構築するタイミングでレビューを実施したことを勧告すると、金融機関におけるCPS 511の実施状況に概ね満足している。
 - 他方で、金融機関は、レビューにおいて見受けられた以下のギャップに対応すべきである。
 - サードパーティ・サービス・プロバイダ（TPSPs）との報酬の取決めから生じ得るコンフリクトを管理するための統制の整備が限定的である。
 - パフォーマンスに関連する変額報酬の決定において非財務的な指標（non-financial measures：NFM）を用いることが、望ましい行動やリスクのアウトカム、業績につながり得ることを十分に理解できていない。
 - 脆弱なリスク管理の結果として生じる事象に対して変額報酬の減額を確保する（consequence management）ためのプロセスが十分に整備されていない。

インプリケーション：日本の金融セクターにおける昨今の事案などを勧告すると、APRA等の取組みも参考に、例えばconsequence managementのプロセスの整備の状況など、金融機関の報酬制度についてあらためて検討や対応を行うことが有意義であると考えられる。

(参考) APRA 'APRA releases findings on implementation of cross-industry standard on remuneration'

C: FSB、NBFIのレジリエンスの強化に関するプログレス・レポートを公表（9月6日）

- 金融安定理事会（FSB）は、「ノンバンク金融仲介（NBFI）のレジリエンスの強化」と題するプログレス・レポートを公表した。同レポートは、NBFIのレジリエンスに関し、以下の事項などを指摘している。
 - NBFIのレジリエンスの強化は、経済に対するより安定的な資金の提供を確保し、中央銀行の特別な介入の必要性を低減することを意図するものである。
 - NBFIのエコシステムの機能とレジリエンスは、ストレス時における流動性と実効的な仲介の利用可能性に依存する。
 - MMFsやオープンエンド型ファンド（OEFs）における流動性のミスマッチ、デリバティブや証券取引におけるストレス時のマージン・コールなどの特定の「主要な増幅者」は、ストレス時における流動性のインバランスやショックの伝播・増幅に特に影響を与え得る。

- また、同レポートは、今後の政策対応として、以下の事項に取り組むことを述べている。

トピック	成果物と期限（ [] 内は期限）
MMFs および短期調達市場のレジリエンス	<ul style="list-style-type: none"> FSBは、証券監督者国際機構（IOSCO）と共同で、金融安定に対するリスクに対応し、MMFのレジリエンスを強化することを目的とする「MMFに対する規制の改正（MMF reforms）」の実効性を評価する。[2026年末] IOSCOは、FSBが2021年10月に公表したレポート「MMFのレジリエンスの向上のための政策提言」における枠組みやツールキットを踏まえ、2012年10月に公表したMMFsに対する政策提言を見直す。[未定] FSBは、レポ市場（中核となる債券市場との相関関係を含む。）の機能とレジリエンスの分析を行う。[未定]
オープンエンド型ファンドの流動性リスク	<ul style="list-style-type: none"> FSBは、IOSCOと共同で、2017年1月に公表した「アセット・マネジメント活動から生じる構造的な脆弱性への対応のための政策提言」（オープンエンド型ファンド（OEFs）における流動性ミスマッチに関する提言）を改正する。[2023年末] IOSCOは、2018年2月に公表した「集団投資スキームの流動性リスク管理のための提言」および「オープンエンド型ファンドの流動性とリスク管理：好事例と課題」を改正し、FSBがアップデートする提言を反映する。[未定] IOSCOは、FSBと共同で、FSBがアップデートする提言を補完するため、流動性管理ツール（LMTs）に関するガイダンスを策定する。[2023年末] FSBは、IOSCOと共同で、OEFsの流動性ミスマッチとLMTsの利用にかかる金融安定リスクのモニタリングのための特定されたデータ・ギャップに対応するパイロット・プログラムを開始する。[2023年]
マージンにかかわるプラクティス	<ul style="list-style-type: none"> FSBは、マージン・コールと追加担保のための市場参加者の流動性準備に関する政策提言を行う。[2024年]
ノンバンクのレバレッジ	<ul style="list-style-type: none"> FSBと基準設定主体は、ノンバンク金融仲介（NBFI）におけるレバレッジのモニタリングを強化し、また、レバレッジから生じ得る金融安定リスクに対応するための政策措置の検討を行う。[2024年以降]
債券市場の流動性	<ul style="list-style-type: none"> FSBとIOSCOは、中核となる債券市場の機能とレジリエンスを強化するための追加的な対応を検討する。[未定]
NBFIのシステムック・リスク	<ul style="list-style-type: none"> FSBは、特定のNBFIセグメントにおける脆弱性の評価を継続する。[2024年以降] FSBは、NBFIセクターにおけるシステムック・リスクに対応するための追加的な政策提言を行う。[2024年第4四半期] FSBは、基準設定主体と共同で、これまでの政策措置がNBFIセクターのシステムック・リスクに十分対応しているかどうかを評価する。[未定]

インプリケーション：NBFIに対する規制・監督の強化の必要性は、記事Aで取り上げているFSBがG20に宛てたレターにおいても

言及されている。本プログレス・レポートによると、今後1～2年の間でNBFISectorの規制の枠組みが高度化される方向性が示されており、NBFISectorの規制・監督の実効性の確保の観点などから、これらの政策対応の動向は注目に値する。

(参考) FSB ‘Enhancing the Resilience of Non-Bank Financial Intermediation: Progress report’

D: ESAs、EUの金融システムにおけるリスクと脆弱性に関する報告書を公表（9月18日）

- 欧州監督機構（ESAs：欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場監督局（ESMA）から成る。）は、EUの金融システムにおけるリスクと脆弱性に関する報告書（2023年秋号）を公表した。同報告書の主な内容は以下のとおり。
 - 政策金利の引上げやリスク・プレミアムの急騰が金融機関や市場参加者に与える広範な影響は、注意深くモニタリングされ、また、リスク管理において説明されるべきである。金利の上昇は、債券価格の下落につながり、保険会社の収益性にネガティブな影響を与えている。また、金利の上昇は、目先では、銀行の収益の増加につながっているものの、中期的には、資金調達コストの増加につながり得るなど、ポジティブな影響は限定的なものとなる。
 - 金融機関と監督当局は、金融セクターにおける資産の質の低下に備えておくべきである。マクロ経済の高い不確実性、景気後退のリスク、持続的なインフレーション、エネルギーや商品価格のボラティリティ、金利の上昇予測などを踏まえ、監督当局は、資産の質と引当金を引き続き注視すべきである。金利の上昇の影響を最も受けやすい資産には、不動産貸付、無担保の消費者貸付、インフレーションやエネルギー価格の上昇に対して脆弱なセクターの資産等が含まれる。
 - 金融機関と監督当局は、インフレーション・リスクの影響を注視すべきである。インフレーションは、資産価額のほか、調達コストやオペレーティング・コストの上昇を通じて、金融機関に影響を与え得る。保険会社については、支払い保険金の増加につながり得る。
 - 2023年初頭の米国およびスイスにおける銀行の事案は、特に、流動性リスクと金利リスクについて、実効的なリスク管理とガバナンスの重要性を強調している。金融機関は、金利の大幅な変動の影響に対してレジリエントである必要がある。流動性リスクについて、デジタル化が進展する中で、監督当局のガイダンスや監督基準は、現実的な前提に基づいたものとなっていることが重要である。

インプリケーション：本報告書は、直近の欧州の金融セクターの動向をとらえた、有意義なレポートであると考えられる。記事Aでとりあげている金融安定理事会（FSB）のレターにおいて指摘されている点と共通する部分も多く、グローバルな金融セクターがいくつかの共通の課題に直面しているものと考えられよう。

(参考) EIOPA ‘ESAs warn of risks resulting from a fragile economic outlook’

E: 英 FCA、保険会社に対して商品・サービスの品質の向上を要請（9月20日）

- 英国金融行為規制機構（FCA）は、損害保険会社（リテールおよびホールセール）および生命保険会社に対してそれぞれレターを発出し、消費者に対して公正な価値を提供するよう要請した。損害保険会社（リテール）宛のレターにおいて示された主な課題は以下のとおり。

保険セクター全体の課題	<ul style="list-style-type: none">• 消費者のニーズの重視：保険会社は、「消費者に対する責務（Consumer Duty）原則」を実践すべきである。• ガバナンスとカルチャー：保険会社は、リーダーシップ、パーパス、ガバナンス、ならびに、職員の採
-------------	--

	<p>用、管理および報酬を勘案し、カルチャーのドライバーを評価し、対応すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • オペレーショナル・レジリエンスの確保：保険会社は、2022年3月に施行されたオペレーショナル・レジリエンスに関する方針（PS21/3）の移行期間が終了する2025年3月までに、脆弱性を特定し、必要な施策を講じるため、重要なビジネス・サービスについてシナリオ・テストを実施すべきである。 • 指定代理人（Appointed Representative：AR）の監督の強化：保険会社は、（直接規制を受ける者（Principal）として）ARsに対する高い水準の基準を設け、ARsがその基準を遵守していることを確保すべきである。
<p>損害保険（P&C）会社に固有の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 保険料と価値 <ul style="list-style-type: none"> - FCAは、特に、保険商品が主たる商品（火災保険等の金融サービスや自動車、携帯電話等の非金融サービス。）と合わせて販売される際、公正な価値がどのように提供されるのかが明確に示されていないケースがあることを懸念している。FCAは、例えば、（自動車の購入価格と現時点での市場価格との差額を補償する）GAP保険では、支払われる保険金の額は保険料の4%から65%（中央値は35%）であることを把握している。また、標準的な保険商品について高い手数料を設定している保険会社があることも承知している。 - FCAは、Consumer Dutyで求められる公正価値の評価の結果として保険商品の販売を停止している事例は極めて限定的であることを把握している。FCAは、保険会社による公正価値の評価の適切性を検証する。 - FCAは、火災保険や自動車保険について、プライス・ウォーキング（price walking）を回避することを目的とした規制を導入した。しかしながら、その趣旨に反して、取引期間が長い「忠実な」顧客に対して高いマージンを設定している保険会社が存在していることを把握している。FCAは、保険会社にそのような実務を止めるよう対応する。 • 消費者の支援 <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社は、財務的に困難な状況にある顧客を引き続き支援すべきである。保険料の引き上げは、弱い立場にある顧客により大きな影響を与え得る。 • 保険金の支払い <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社は、保険金の支払いのオプションについて顧客が理解できるよう、十分な情報を提供すべきである。 - 保険金の支払いに時間を要しているという苦情が増えており、また、保険金の額を過少に評価している事例が認められている。FCAは、保険会社の保険金の支払い請求の処理を引き続き注視する。 • 保険の購買可能性 <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社は、消費者が公正な価格でニーズに適した補償を提供する保険商品にアクセスできるよう、保険商品の設計において様々な消費者のグループに対するアウトカムを適切に勘案すべきである。

	<ul style="list-style-type: none"> • 販売の実務 <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社は、マーケティングや販売の実務が顧客に対して不十分なアウトカムをもたらさないことを確保すべきである。火災保険や自動車保険の中には、より低い補償を提供しているものも認められる。 - 保険会社は、提案する保険商品が顧客のニーズと合致しており、また、顧客が意思決定に必要な情報を提供されることを確保すべきである。 • ガバナンス、カルチャーおよび非財務的なミスコンダクト <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社は、職員の心理的安全性が確保されるインクルーシブなカルチャーを醸成すべきである。
--	---

インプリケーション：FCAは、英国の保険セクター全体の課題として、消費者のニーズに即した保険商品の提供、ガバナンスの高度化や健全な企業カルチャーの醸成、オペレーショナル・レジリエンスの確保などを挙げているところ、これらの課題は日本の保険セクターについても当てはまるものと考えられる。日本の保険会社は、昨今生じている事案とその根本原因も踏まえ、ガバナンスや内部統制の高度化、適切な企業カルチャーの醸成に向けた取組みを行い、真に顧客本位の業務運営を確保していく必要があるものと考えられる。

(参考) FCA ‘FCA calls on insurers to take action as it publishes latest fair value data’

F: ESAs、ICT サードパーティ・サービス・プロバイダにかかる調査を実施（9月27日）

- 欧州監督機構（ESAs：欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場監督局（ESMA）から成る。）は、各国の監督当局とともに、EU域内の30か国のサンプル金融機関を対象として、サードパーティ・サービス・プロバイダ（TPPs）によるEU域内の金融機関に対するICTサービスの提供の実態を把握するための調査を実施し、その結果を公表した。
- 同調査の結果、以下のことなどが判明した。
 - EU域内の約1,600の金融機関（ICT TPPと所定の契約を締結している者、および、所定の契約に基づきICT TPPが提供するICTサービスを利用する権利を有している者（Entities Making use of the Contract：EMCs）の双方を指す。）に対して直接サービスを提供しているICT TPPsの数は約15,000（再委託先を含めると約20,000。）。
 - 金融機関に直接サービスを提供しているICT TPPsのうち、約9,000のICT TPPsが重要な機能（critical or important functions：CFs）をサポートしている。
- その他、今般公表されたレポートで言及されている主な発見事項や示唆は以下のとおり。
 - ほとんどのICT TPPsは、少数の金融機関のみにサービスを提供しているものの、その中のいくつかの金融機関は、EU域内の金融システムにおいて重要な役割を果たしている。
 - 最も良く利用されているICT TPPsは、金融機関の重要な機能の多くをサポートするサービスを提供しているという傾向がある。このことは、市場が非常に集中していることを示唆している。
 - 多くの重要な機能をサポートしているICTサービスは、代替可能でないことが多く、そのことは、集中リスクに対する懸念を高める要因となっている。

- ICT TPPsの間において、高い相互関連性や相互依存関係が存在する可能性がある。
- 本調査から得られた情報や示唆は、デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）¹にかかる規則の策定等において継続的に検討する予定である。

■ なお、下表は、サービスを提供しているICT TPPsおよびサービスを利用しているEMCsの数を、サービスの種類別に集計したものである。重要な機能（CFs）をサポートするサービスを提供しているICT TPPsの割合は、ICTコンサルティングの約3割からネットワーク・インフラストラクチャの約2/3までと幅がある。対症的に、サービスを利用しているEMCsについてみると、大半が重要な機能をサポートするサービスの提供を受けている。このことは、一部のICT TPPsが調査のサンプルに含まれる大半のEMCsに重要なサービスを提供している可能性があることを示唆している。

サービスの種類	サービスを提供しているICT TPPs		サービスを利用しているEMCs	
	合計	うちCFsにかかるもの	合計	うちCFsにかかるもの
ソフトウェアおよびアプリケーション	9,055	40%	1,415	88%
ネットワーク・インフラストラクチャ	1,816	65%	1,066	92%
データ・センター	1,417	61%	968	92%
ICTコンサルティングおよびマネージドICTサービス	3,991	33%	1,086	83%
情報セキュリティおよびサイバーセキュリティ	2,050	47%	1,018	86%
クラウド・コンピューティング	3,539	37%	1,114	85%
データ分析およびその他のデータサービス	3,181	50%	1,143	80%

インプリケーション：本調査結果は、金融機関のICT TPPsへの依存度や一部のICT TPPsの金融セクターにおける重要性などにかかる示唆を提供している点で、非常に興味深いものであると考えられる。金融システムの安定と金融機関のオペレーショナル・レジリエンスの確保、さらには、消費者の保護の観点から、まずはICT TPPsが金融セクターにおいて果たしている役割などを把握することは非常に有意義であると考えられる。

（参考）EIOPA ‘ESAs publish report on the landscape of ICT third-party providers in the EU’

G: バミューダ BMA、保険会社の気候変動リスクの開示規制案を公表（9月27日）

■ バミューダ金融局（BMA）は、12月15日を期限として、保険会社（commercial insurers）の気候変動リスクの開示にかかるディスカッション・ペーパー（DP）を市中協議に付した。同DPの主な内容は以下のとおり。

ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社の取締役会と経営陣は、気候変動の財務リスクを理解し、評価し、管理するとともに、それらのリスクが戦略や財務計画等において勘案されていることを示すことができるべきである。 • 保険会社は、気候リスクに対する責任が取締役会および経営レベルにおいてどのように配賦されているかを明確に示すべきである。
-------	--

¹ DORA の概要は、「金融機関のオペレーショナル・レジリエンス：欧州デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）からの示唆」（デロイト トーマツ）を参照されたい。<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/financial-services/articles/ins/operational-resilience-for-financial-industry.html>

	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、気候リスクを自身のガバナンスの枠組みに実効的に統合すべきである。
戦略	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、自身が引き受けているビジネスや自身の投資ポートフォリオに気候変動が与える影響を検討すべきである。また、保険会社は、短期的および長期的に、気候リスクが事業戦略に与える影響をどのように測定し、管理するかを明確に示すべきである。
シナリオ分析	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、広範な気候変動のシナリオの下での戦略のレジリエンスを開示することを検討する必要がある。
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社のリスク管理に関する開示は、ガバナンスの観点から、リスク管理機能がどのように気候リスクを統合しているかにかかる情報を含むべきである。
指標と目標	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、TCFDの実施ガイダンスに沿って、Scope 1および2のGHG排出量を開示すべきである。Scope 3については、保険会社は、最低限、気候リスクのマテリアリティ評価を行うべきである。 保険会社は、脱炭素に向けた戦略において目標を定める場合には、その内容について具体的な情報を開示すべきである。（BMAは、現時点において移行計画の策定を義務付けることは考えていない。） 保険会社は、以下のコア指標を開示することを検討すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> 投資ポートフォリオ：投資先のGHG排出量（Scope1～3）、GHG排出量の総量（Scope1～3の合計）、カーボン・フットプリント、加重平均炭素強度（WACI）、気候VaR（CVaR）、予想気温上昇度（implied temperature rise）。 保険引受：物理的リスクに対する脆弱性（エクスポージャー）、気候関連の機会、物理的リスクに対する脆弱性（オペレーション）。
開示のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> 本規制が最終化された後、保険会社には、以下のタイミングで気候関連の情報を開示することが求められることとなる。 <ul style="list-style-type: none"> 保険グループ：2024年末に開始する財務報告年 Class 4およびClass Eの保険会社：2025年末に開始する財務報告年 その他の保険会社（Class 3A、3B、CおよびD）：2026年末に開始する財務報告年 <p>※各クラスの目安：Class 3A（正味収入保険料5,000万ドル未満）、Class 3B（同5,000万ドル超）、Class 4（法定資本および余剰金1億ドル超で、大規模災害にかかる保険・再保険を営む者）、Class C（総資産2.5億ドル未満）、Class D（総資産2.5億ドル超5億ドル未満）、Class E（総資産5億ドル超）。</p>

インプリケーション：BMAは、昨今、バミューダが国際的に主要な（再）保険マーケットの一つであると認められるべく、保険セクターの規制を強化しようとしているように見受けられる。しかしながら、その内容は、先進的な取り組みを行っている主要な国・地域のものと比較すると、未だ「予備的な」ものであるとの印象も受ける。バミューダは、日本の保険会社にとっても重要なマーケットとなりつつあり、BMAの動向は引き続き注視していくことが適当であると考えられる。

（参考）BMA ‘Discussion paper: Disclosure of climate change risks for commercial insurers (September 2023)’

H: 英 PRA、ソルベンシーII におけるマッチング調整の改正案を公表（9月29日）

- 英国健全性監督機構（PRA）は、2024年1月5日を期限として、「ソルベンシーII：マッチング調整（MA）の改正」と題する文書を市中協議に付した。同市中協議文書は、PRAが6月29日に公表したソルベンシーIIの改正案²に続くもの。同市中協議文書において示されたMAの改正案の概要は以下のとおり。

観点	提案の概要
柔軟性の向上	<ul style="list-style-type: none"> • MAポートフォリオにおいて保有可能な資産の範囲を、変動キャッシュ・フローを有する資産にまで拡大する。ただし、それらの資産は、あらたに定められるいくつかの要件等（以下のものを含む。）を満たす必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> - 予見可能性が高い（highly predictable：HP）キャッシュ・フロー：キャッシュ・フロー（タイミングおよび金額）が契約において確定されており、契約条項を満たさない場合にはデフォルトとなること。 - 資産の種類：債券、もしくは、類似するキャッシュ・フローの特性を有するその他の資産であること。また、信用格付（内部の信用評価を含む。）が可能な資産であること。 - 統制：MAポートフォリオのMAベネフィットの最大10%がHPキャッシュ・フローを有する資産によって生み出されること。また、追加的な2種類の資産・負債マッチング・テストを実施することも求められる。 - 基本スプレッド（fundamental spread：FS）の調整：HPキャッシュ・フローを有する資産については、FSの調整（引上げ）が行われる。 - HPキャッシュ・フローの予測：保険会社自身のメソドロジーに基づいてキャッシュ・フローを予測することが認められる。 • MAの対象となる保険ビジネス（保険負債）の種類に関し、所得補償保険にかかるリカバリー・タイム・リスクや有配当年金の保証給付にも拡大する。 • 「投資適格未満の（sub-investment grade：SIG）資産のMAが投資適格資産のMAを超えてはならない」というMAにかかるSIGキャップを廃止する。ただし、保険会社には、SIG資産に対する投資を健全な水準に留めることが求められる。
リスク感応度の向上	<ul style="list-style-type: none"> • MAの申請プロセスを効率化し、原則、申請後6か月以内に意思決定を行うこととする。 • MAの適格性要件を満たさなくなった場合の取扱いについて、2か月の回復期間は維持する。2か月以内に再び要件を満たすことができない場合、保険会社には、MAの即時の適用停止ではなく、毎月10%という形で段階的にMAの減額を行うことが求められる。MAがゼロに達した場合、MAの適用の承認は撤回される。 • 保険会社には、責任準備金の計算目的においてMAを計算する際、格付のノッチごとのエクスポージャーの信用度の差異を反映する形で、FSを調整することが求められる。

²「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 36, 2023年6月～7月）」記事Lを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202307_ins_regulation.pdf

<p>リスク管理に対する責任の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社には、FSの十分性と結果としてのMAの質について、PRAに対して年次で証明することが求められることとなる。証明（attestation）は、定められた社内の方針に基づき、指名された役員の責任で行うこととなる。 • MAにかかる内部の信用評価について、保険会社の内部の信用評価は、例えば以下の点などについてMAに関する規制で定められる信用格付と比較可能な基準でなければならず、また、その評価プロセスと結果が適切なものでなければならない、という要件をあらたに設ける。保険会社は、PRAから求められた場合、その要件への準拠性を示すことができなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 信用リスクにかかるすべての潜在的なソースやそれらの相互関係を勘案している。 - 資産の種類やポートフォリオのレベルで、信用格付機関が発行する格付と概ね整合的な結果を生成している。 - 内部の信用評価プロセスは、適切な検証と継続的な適切性の評価に従うものである。 • MAの適用について承認を受けているすべての保険会社には、2024年以降、MA資産負債情報報告（Matching Adjustment Asset and Liability Information Return：MALIR）を年次でPRAに提出することが義務付けられる。保険会社は、MALIRを、MAポートフォリオごとに、財務年度末から130営業日以内に提出しなければならない。
------------------------------	--

インプリケーション：PRAは、本市中協議文書において、「本改正は、安全性、健全性および保険契約者の保護というPRAの第一の目的のみならず、英国の保険市場における競争の促進や同国の経済成長という第二の目的にも資するものである」と述べている。MAの要件を緩和することとなる本改正案について、その最終化までに、特に保険契約者の保護の観点からどのような議論が行われることとなるのか、注目に値する。

（参考）PRA ‘CP19/23 – Review of Solvency II: Reform of the Matching Adjustment’

I: 星 MAS、保険会社の再建および破綻処理に関する規制案を公表（9月29日）

- シンガポール金融管理局（MAS）は、10月30日を期限として、保険会社の再建および破綻処理計画、ならびに、破綻処理の権限に関する規制案を市中協議に付した。同市中協議文書の主な内容は以下のとおり。なお、本規制は、2025年1月に発効する予定。

再建および破綻処理計画（RRP）	
<p>再建計画の準備</p>	<ul style="list-style-type: none"> • MASに指定された保険会社（notified insurers。当分の間、notified insurersは、国内でシステム上重要な保険会社（DSIIs）とする。以下、「保険会社」という。）は、以下の事項等をその内容とする再建計画を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> - 適切なリカバリー・オプションが発動され得るポイントを特定する、リカバリー・トリガーの枠組み。 - トリガー・イベントが生じた際、その影響の迅速な評価と適切なアクションに関する意思決定を可能にする、経営への報告プロセス。 - 強度のストレス時における資本の不足や流動性のプレッシャーに対応するために利用可能なリカバリー・オプション。

	<ul style="list-style-type: none"> - 内外のステークホルダーとのタイムリーなコミュニケーションを確保するためのコミュニケーション・プラン。
再建計画の 検証	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社は、年次で、また、再建計画に重大な影響を及ぼし得るイベントが発生した際に、再建計画のレビューを行わなければならない。そのようなイベントには、グループ構造やオペレーション、事業戦略、金融や経済環境の変化を含む。 • 保険会社は、再建計画の実行可能性と実効性を定期的に検証するための枠組みを構築しなければならない。それには、リカバリー・オプションの実行可能性を評価するためのシナリオ分析やストレス・テストを含む。
MASへの通知	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社は、その生存可能性が脅かされると認識した際、直ちにMASに報告しなければならない。
破綻処理計画	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社は、破綻処理計画、破綻処理のし易さの評価および破綻処理の実行に関連するデータと情報（グループ構造、カウンターパーティ・エクスポージャー、サードパーティとの依存関係等。詳細は別途定められる予定。）を保持し、MASの要請に応じて、それらをMASに提出しなければならない。 • 保険会社は、危機時や破綻処理時において重要な機能や重要なシェアード・サービスが維持されるような施策を定めておかななければならない。
MIS	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社は、RRP、破綻処理のし易さの評価および破綻処理の実施に必要な情報をタイムリーに生成できる経営情報システム（MIS）を有していなければならない。
破綻処理にかかる権限とツール	
権限	<ul style="list-style-type: none"> • 法定バйлインの適用対象を、銀行および銀行持株会社に加え、保険会社および保険持株会社に拡大する。
バйлインの対 象となる負債	<ul style="list-style-type: none"> • 法定バйлインの対象は、株式（普通株式を除くequity instruments）、無担保劣後債および一部の無担保シニア債とする。法定バйлインにかかる条項は、契約において定められる必要がある。
再保険会社の 契約解除権の ステイ	<ul style="list-style-type: none"> • 再保険会社の早期契約解除権（termination rights）のステイ期間の上限は2日間とする。

インプリケーション：シンガポールにおいても、保険会社および保険持株会社に再建および破綻処理計画が求められることとなる。将来的には、同国に拠点を有する日本の保険会社にも対応が求められることも考えられる。また、同国の規制にかかわらず、日本の保険会社および監督当局には、他国における保険セクターの規制・監督の動向も踏まえ、本分野における対応のあり方をあらためて整理する必要があるものと考えられる。

（参考）MAS ‘Consultation Paper on New Notice for Recovery and Resolution Planning for Insurers and Proposed Enhancement of Resolution Powers for the Insurance Sector’

J: ESAs、重要な ICT サービス・プロバイダの選定基準案を欧州委員会に提出（9月29日）

- 欧州監督機構（ESAs：欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場監督局（ESMA）から成る。）は、2023年5月に市中協議に付した「重要なICTサードパーティ・サービス・プロバイダ（CTPPs）の選定基準およびCTPPsに課せられる監督料（fees）の決定方法」（案）について、市中協議で寄せられたコメントを踏まえ、ESAsからの回答として欧州委員会に提出した。
- 同回答は、2025年1月から適用が開始される「デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）³」の施行に向けた諸規則の整備プロセスの一環として位置付けられるもの。DORAは、CTPPsの監督の枠組みを設けることとしており、CTPPsはESAsによって指定され、監督されることとなる。
- 同回答の内容のうち、CTPPsの選定基準の概要は以下のとおり。なお、ステップ1において、6つの指標に基づく定量的な評価を行い、ステップ1を満たすICT TPPsについて、ステップ2では、5つの指標に基づく定性的な評価を行う、というアプローチとなる。

	ステップ1	ステップ2
基準1：金融サービスの提供への影響	<ul style="list-style-type: none"> 指標1.1：同一のICT TPPによって提供される重要な機能（critical or important functions）をサポートするICTサービスを直接的もしくは間接的に利用している金融機関の数【EU域内の金融機関の10%超（全体および金融機関の種類別）】 指標1.2：同一のICT TPPによって提供される重要な機能をサポートするICTサービスを直接的もしくは間接的に利用している金融機関のシェア【EU域内の金融機関の総資産の10%超（金融機関の種類別）】 	<ul style="list-style-type: none"> 指標1.3：同一のICT TPPによって提供されるICTサービスの中断が金融機関の活動やオペレーションに重大な（high）影響を与え得る金融機関のシェア（金融機関の種類別） 指標1.4：重要な機能をサポートするICTサービスを直接的もしくは間接的に金融機関に提供するために同一の再委託先を利用している指定された重要なICT TPPs（CPTTs）の数
基準2：金融機関の重要性	<ul style="list-style-type: none"> 指標2.1：同一のICT TPPによって提供される重要な機能をサポートするICTサービスを直接的もしくは間接的に利用しているシステム上重要な金融機関（G-SIIsおよびOther SIIs。銀行のみ。）の数【少なくとも1つのG-SII、少なくとも3つのO-SIIs、もしくは、O-SIIコアが3,000超の少なくとも1つのO-SII】 指標2.2：同一のICT TPPによって提供される重要な機能をサポートするICTサービスを直接的もしくは間接的に利用している金融機関で、監督当局がシステムミックであると認定 	<ul style="list-style-type: none"> 指標2.3：同一のICT TPPによって提供されているICTサービスを利用しているシステム上重要な金融機関（G-SIIsもしくはO-SIIs）とその他の金融機関との相互依存関係の程度（G-SIIsもしくはO-SIIsが他の金融機関に対して金融インフラストラクチャ・サービスを提供している場合を含む。）

³ DORA の概要は、「金融機関のオペレーショナル・レジリエンス：欧州デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）からの示唆」（デロイトトーマツ）を参照されたい。<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/financial-services/articles/ins/operational-resilience-for-financial-industry.html>

	する金融機関（G-SIIsおよびO-SIIsを除く。銀行以外。）の数【少なくとも1つの金融市場インフラストラクチャー、もしくは、少なくとも3つの金融機関（銀行およびFMIsを除く。）】	
基準3：重要な機能	—	<ul style="list-style-type: none"> 指標3.1：同一のICT TPPによって直接的もしくは間接的に金融機関に提供されるICTサービスの本来の重要性の水準
基準4：代替可能性	<ul style="list-style-type: none"> 指標4.1：代替的なICT TPPsが利用可能でない、もしくは、既存のICT TPPから提供を受ける重要な機能をサポートするICTサービスと同じICTサービスを提供するために求められる能力やケイパビリティを有している代替的なICT TPPsが存在しない、と報告した金融機関のシェア【EU域内の金融機関の総資産の10%超、もしくは、EU域内の金融機関の数の10%超】 指標4.2：ICT TPPによって直接的もしくは間接的に提供される重要な機能をサポートするICTサービスを他社に乗り換える、もしくは、再度内製化することが極めて困難であると報告した金融機関のシェア【指標4.1の閾値と同じ】 	<ul style="list-style-type: none"> 指標4.3：金融機関にICTサービスを直接的もしくは間接的に提供しているICT TPPsのマーケット・シェア（ICTサービスの種類別）

インプリケーション：DORAの下での重要なICTサードパーティ・サービス・プロバイダ（CPTTs）の選定基準は、日本において（その法的位置付けは別として）CPTTsを検討する際に参考になるものと考えられる。

（参考）EIOPA ‘ESAs specify criticality criteria and oversight fees for critical ICT third-party providers under DORA in response to the European Commission’s call for advice’

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハワイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301